

制定：平成28年 5月10日
改定：平成29年 8月23日
四国CNFプラットフォーム事務局

四国 CNF プラットフォーム運営要領

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「四国CNFプラットフォーム」（以下「本プラットフォーム」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 四国地域において CNF 関連産業の創出を図るため、本プラットフォームを設立し、地域内外の関係機関と連携・ネットワークを形成して、会員企業の製品（用途）開発を支援する。

(事 業)

第3条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) CNF に関する情報収集と提供
 - ・セミナー、勉強会、交流会等の開催
 - ・メルマガ、HP などによる情報提供
- (2) CNF に関する相談対応
 - ・相談窓口の設置
 - ・コーディネーター、専門家等の紹介、派遣
- (3) CNF 関連機関等とのマッチング
 - ・大学、公設試、行政、CNF 関連企業とのマッチング
- (4) CNF に関する共同研究・技術的支援
 - ・共同研究、プロジェクト組成
 - ・販路開拓支援
 - ・公的技術開発施策応募支援
- (5) その他、本プラットフォームの目的を達成するために必要な事項

第3章 会 員

(会員等)

第4条 本プラットフォームは、第2条の目的に賛同する、会員（法人会員、個人会員）、賛助会員、特別会員をもって構成する。（以下「会員等」と総称する。）

- 2 会員のうち法人会員は、企業とする。個人会員は、専門家等の個人とする。
- 3 賛助会員は、本プラットフォームの事業を支援・協力する機関等の法人・団体とする。
- 4 特別会員は、行政機関とする。

(事務局)

第5条 一般財団法人四国産業・技術振興センターに事務局を設置する。

(入 会)

第6条 本プラットフォームに入会を希望するものは、別に定める申込書を事務局に提出するものとする。

(退 会)

第7条 会員等は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(会 費)

第8条 会費は無料とする。

第4章 本プラットフォームの会議

(運営委員会)

第9条 本プラットフォーム事業の管理・運営に関する事項、その他必要と認められる事項について審議するため、本プラットフォームに運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委 員)

第10条 委員会の委員は、事務局が選任して委嘱する。

委員の任期は、委嘱した年度の年度末までとする。但し、委員の任期が満了となった場合において、委員及び事務局から特段の申出がない場合は、さらに翌年度末まで任期が継続するものとする。

(委員長)

第11条 委員会には、委員長を置く。

委員長は、委員の中から互選で選出し、委員会の承認を得て決定する。

委員長の任期は、委嘱した年度の年度末までとする。但し、委員長の任期が満了となった場合において、委員から特段の申出がない場合は、さらに翌年度末まで任期が継続するものとする。

(運 営)

第12条 運営は以下のとおり実施する。

- (1) 委員会の運営は委員長が行う。
- (2) 委員長が上記職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- (3) やむを得ない事情のある場合は、委員の代理出席を認める。
- (4) 委員会には必要に応じてオブザーバーの出席を認める。
- (5) 委員会は書面による開催も可能とする。

(守秘義務)

第13条 委員会委員、事務局、コーディネーター、専門家等の本プラットフォーム関係者は、本プラットフォーム事業を通して知り得た機密情報や個人情報を不正に利用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。

第5章 その他

(解 散)

第14条 本プラットフォームは、第2条の目的を一定レベルまで達成したと運営委員会が判断した場合、または本事業を継続しがたい事由が発生した場合は解散する。

(雑 則)

第15条 この運営要領に定めるものの他、必要な事項については、委員会委員長と協議して事務局が定める。

[付 則] この運営要領は平成29年8月23日から適用する。